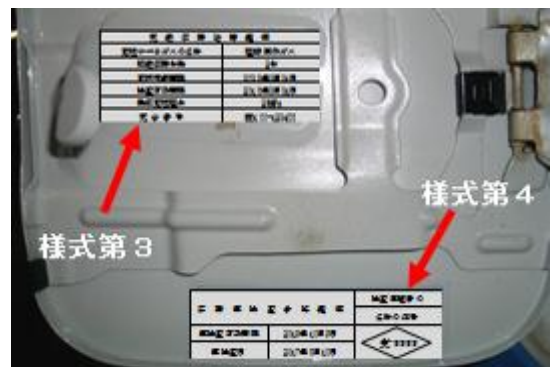


# 天然ガス自動車の車検等では ガス容器の「充填可能期限」も確認！！

- 天然ガス自動車の車検で、ガス容器を「保安基準適合」と判断するためには、充填口付近に貼付されている「車載容器総括証票」(様式第3)の「検査有効期限」、または、「容器再検査合格証票」(様式第4)が貼付されている場合は「容器再検査合格証票」の「再検査有効期限」が車検実施日以降でなければなりません。  
 $\text{ガス容器の検査有効期限} \geq \text{車検実施日}$   
 $\text{ガス容器の再検査有効期限} \geq \text{車検実施日}$

(様式第3)《2014年4月1日容器検査合格日の例》

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス
搭載容器本数	2本
充填可能期限	2029年3月31日
検査有効期限	2018年3月31日
最高充填圧力	20MPa
車台番号	EE100-123456



(様式第4)

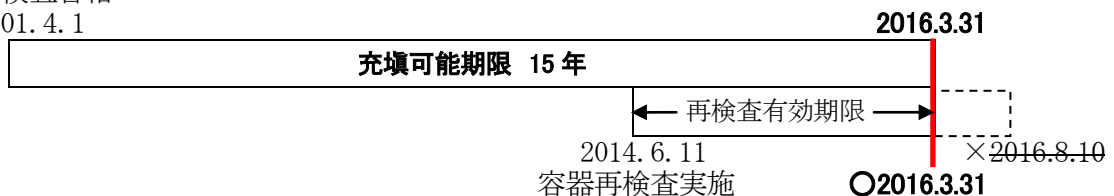
容器再検査合格証票		検査実施者の名称の符号
再検査有効期限	2019年10月9日	東-9999
再検査日	2017年8月10日	

初めての再検査  
製造時の容器検査合格日から4年以内

2回目以降の再検査  
再検査日から2年2ヶ月以内

- ガス容器には、**検査有効期限、再検査有効期限**のほかに、「**充填可能期限**」もあり、この期限は、ガス容器製造時の容器検査合格日から**15年**(容器附属品(元弁、安全弁)の使用期限も15年)です。
- このため、次のように**充填可能期限が再検査有効期限より早い場合**、ガス容器は充填可能期限を超えて使用することはできませんので、「**容器再検査合格証票**」(様式第4)の「**再検査有効期限**」には、**充填可能期限である「2016.3.31」が正しい記載**です(容器再検査実施から2年2ヶ月後の「2016.8.10」は誤った記載です)。

容器検査合格  
2001.4.1



- 天然ガススタンド等では、**高圧ガス保安法等の規定**により、**検査有効期限**または**再検査有効期限**や**充填可能期限**を過ぎているガス容器には**充填できず、走行できなくなります**。
- このため、**車検等の際は「検査有効期限」(様式第3)または「再検査有効期限」(様式第4)のほか、「充填可能期限」(様式第3)も必ず確認して下さい**。

(様式第3)

車載容器総括証票	
充填すべきガスの名称	圧縮天然ガス
搭載容器本数	2本
充填可能期限	2016年3月31日
検査有効期限	2005年3月31日
最高充填圧力	20MPa
車台番号	EE100-123456